



誰ひとり取り残さない 子ども医療費助成制度に向けて

民法改正によって成年年齢が18歳に引き下げられます。

町の子ども医療費助成制度では、令和4年4月以降もこれまでと同様に、18歳になった年度末まで助成が受けられます。

手続きも不要ですので、現在お持ちの『子ども医療費受給者証』をお使いください。

ただし、中学校を卒業後、就労した人や婚姻した人は、子ども医療費助成の対象ではありません。

誰ひとり取り残さない子ども医療費助成制度に向けたこれまでの経緯や町の考え方についてお知らせします。



● これまでの経緯

平成24年1月 入院・通院とも医療費の自己負担分が無料となる『子ども医療費助成制度』を18歳までに拡大。『子育てするなら東郷町』というキャッチフレーズとともに、県内、そして全国的にもトップクラスの子ども医療費助成制度となるものの、**就労した人や婚姻した人は助成の対象外。**

平成30年6月 『民法の一部を改正する法律』が成立。令和4年4月以降、成年年齢は18歳。

【平成31年3月定例議会】

平成31年3月 助成対象に就労した人（想定対象者10名程度）を加える子ども医療費支給条例の一部改正案を提案。
『18歳までの世代支援』を目指しながら、婚姻した人は認めないという中途半端な改正案で新たな世代内の不公平が生じるなどの理由により、否決。

【令和3年12月定例議会】

11月29日 12月議会の開会日に次の改正を行う条例改正案を町長から議会へ提案。

- ①成年年齢を18歳に引き下げる民法改正への対応。
- ②中学卒業後就労した人と16歳から18歳で婚姻した人を助成対象に加える。

12月21日 閉会日に『子育て支援の枠を超えている』『身の丈にあっていない』などの理由から、②の改正内容を取り除き、①の改正内容のみとする修正案が議会に提出され、可決。

【令和3年12月臨時議会】

12月28日 町長から、12月21日に可決された修正案には、①の改正内容に不備な点があること、②の改正内容を取り除いたことは不当であることにより、地方自治法に基づき、町では初めてとなる再議に付したところ、12月21日に可決された修正案は否決。この再議を受けて、①の不備を補正した再修正案が提出され、可決。

令和4年4月以降もこれまでと同様に、就労した人や婚姻した人は助成の対象外。



● 町の考え方（条例改正を提案した理由）

町では、ケガや病気による医療費の大きな負担に対する若者の不安を少しでも軽減させ、同年代には公平に安心を提供したいという考えから、改正案を提案しました。